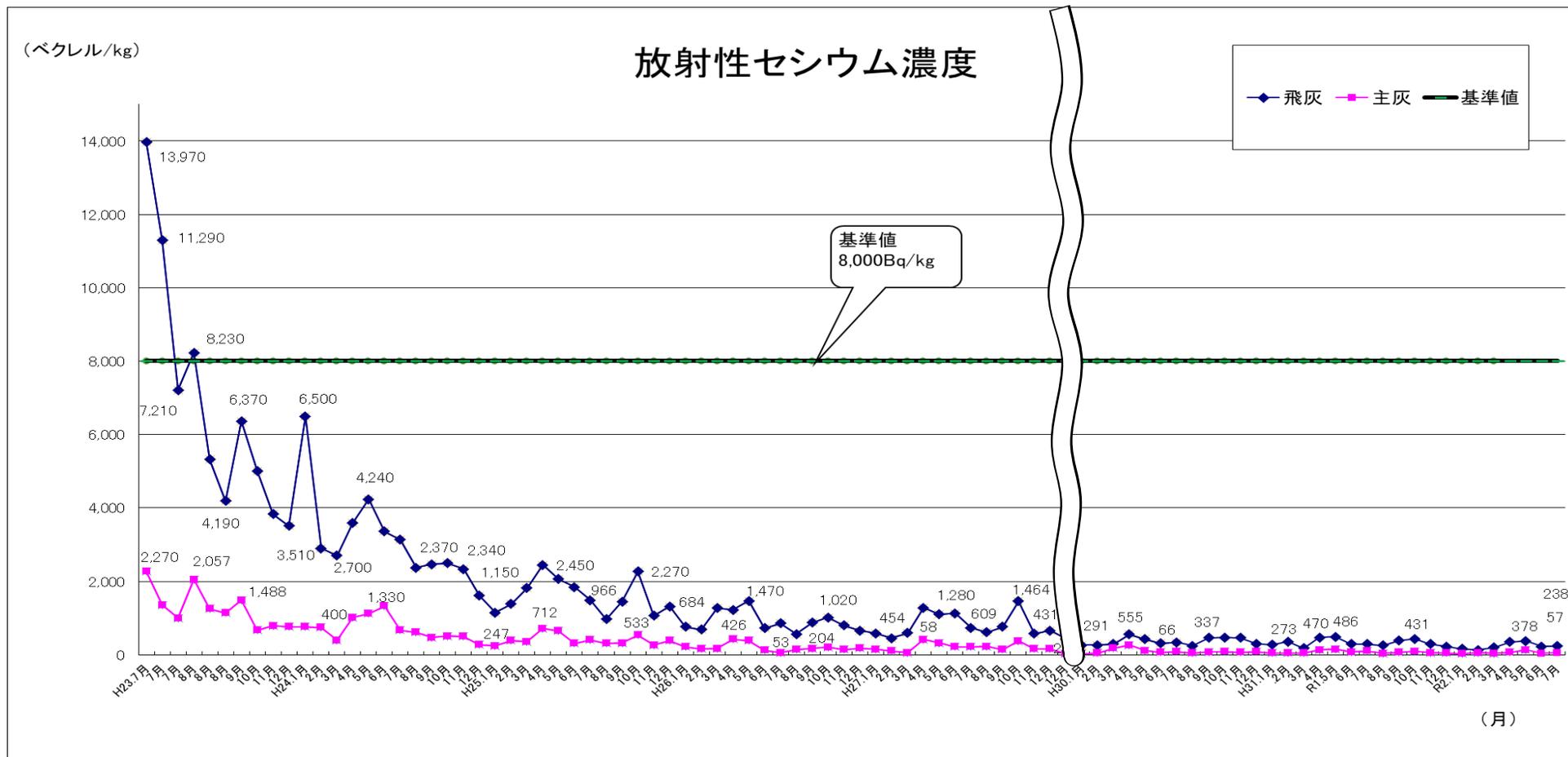


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



• 排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和2年7月	3号炉	ろ紙部	不検出	2（134又は137）
		ドレン部	不検出	同上
令和2年6月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和2年度：7月末現在）

令和2年度計画処理量	埋立量
5,467 t / 年	<ul style="list-style-type: none">• 4月 491 t• 5月 561 t• 6月 546 t• 7月 585 t 計 2,183 t 印西地区一般廃棄物最終処分場 埋立容量 402,200 m ³ 埋立量 92,932 m ³ 残余容量 309,268 m ³ 埋立率 23.11%

資料3

令和2年9月環境委員会報告資料

○次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

1. 施設整備について

(1) 建設予定地内の埋蔵文化財調査業務

- ・史料整理：～8月完了
- ・調査報告書：令和3年3月完了予定

(2) 施設整備の基本設計、環境影響評価業務等

- ・道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等の課題整理、関係機関協議中
- ・環境影響評価：事業計画概要書の作成中、現地調査等

2. アクセス道路について

- ・現在、測量・設計業務委託に向けての調査、検討。

3. 水道事業について（印西市水道課）

- ・協定締結：4月締結
- ・費用負担契約締結：6月締結
- ・設計業務：令和3年3月完了予定

4. 施設用地管理業務

- ・草刈、木柵設置：6月完了
- ・草の繁茂状況により第2回業務の発注検討。

回答は文書で

Q01-環境省の指定廃棄物の件

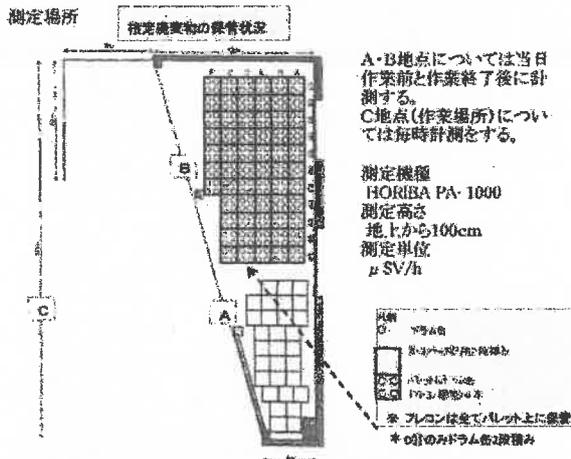
令和2年度第1回環境委員会の「その他の資料」にあるように、下記の回答があった。

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和2年度第1回環境委員会）

質問事項	回答
<p>1 環境省の指定廃棄物の件</p> <p>(1) 2020年2月21日に要望書を提出しているが進捗はあったか。</p> <p>(2) 2019年9月6日、組合ホームページに「指定廃棄物容器(ドラム缶)の梱包について」が掲載された。</p> <p>(2-1) 番号が記入されているフレコンバッグはドラム缶を梱包したものであるが、その上にあるものは何か。</p> <p>(2-2) 2019年10月25日、組合ホームページに「指定廃棄物容器(ドラム缶)の梱包について作業中の空間放射線量測定結果(※補足追加)」として、ドラム缶2段積み的事実が掲載された。C地点は「C地点(作業場所)」について毎時計測をする。」との記載があり、7月13日で0.169、7月23日で0.218、8月3日で0.172、8月10日で0.118、8月17日で0.142と高い数値を示しているのはいかなる理由か。(測定位置や測定方法に問題はないのか。)</p> <p>(2-3) 「A・B地点については当日作業前と作業終了後に計測する。」と設定した理由は、</p> <p>(2-4) A地点の測定結果は大きな変動が見られないが、B地点はより大きな変動がみられるのはいかなる理由か。(測定位置や測定方法に問題はないのか。)</p> <p>(3) ドラム缶の測定順序と結果を記載しないのはいかなる理由か。</p>	<p>1</p> <p>(1) 6月24日に柏市、印西市に確認したところ、環境省からの回答は無いということでした。</p> <p>(2-1)</p> <p>指定廃棄物(ばいじん)を入れたフレコンバッグで、ドラム缶をフレコンバッグへ梱包する作業の前(当初)からドラム缶の上に置かれていたものになります。この資料は、ドラム缶を梱包する作業として、ドラム缶の保管状況を表記し作成したものに成りますので、ドラム缶の上のフレコンバッグについては記載してありません。D①以外のドラム缶4本の上には、フレコンバッグ1袋(計61袋)が積かれています。</p> <p>(2-2)</p> <p>環境の変化により数値が変わることもあります。なお、測定方法はガイドラインを参考に実施しています。</p> <p>(2-3)</p> <p>数値の変化を確認するために測定しています。</p> <p>(2-4)</p> <p>環境の変化により数値が変わることもありますので、問題ないと考えています。</p> <p>(3)</p> <p>前回の回答では空間放射線量の測定順番(A~C)であると間違いをしていました。ドラム缶の測定は実施しておりません。</p>

回答(2-1)に関する下記の図で、「指定廃棄物の保管状況」は「梱包作業時の保管状況」に、「凡例・・・」は「※フレコンはパレット上の4本のドラムの上保管」と記載していただきたい。

空間放射線量測定結果



日付	時間	A地点	B地点	C地点	備考
6月22日 天気:雨	9:00	0.158	0.170	0.060	
	10:00	-	-	0.078	
	11:00	-	-	0.077	
	12:00	-	-	0.075	
	13:00	-	-	0.080	
	14:00	-	-	0.078	
	15:00	-	-	0.079	
	16:00	-	-	0.068	
6月29日 天気:晴	9:00	0.145	0.145	0.069	
	10:00	-	-	0.077	
	11:00	-	-	0.078	
	12:00	-	-	0.081	
	13:00	-	-	0.081	
	14:00	-	-	0.077	
	15:00	-	-	0.075	
	16:00	-	-	0.078	
17:00	0.151	0.148	0.075		

日付	時間	A地点	B地点	C地点	備考
7月6日 天気:雨	9:00	0.170	0.169	0.070	
	10:00	-	-	0.075	
	11:00	-	-	0.077	
7月13日 天気:曇	9:00	0.179	0.147	0.086	
	10:00	-	-	0.169	
	11:00	-	-	0.154	
7月27日 天気:晴	9:00	0.179	0.155	0.077	
	10:00	-	-	0.218	
	11:00	-	-	0.181	
	12:00	-	-	0.116	
	13:00	-	-	0.119	
	14:00	-	-	0.122	
8月3日 天気:晴	9:00	0.195	0.168	0.060	
	10:00	-	-	0.218	
	11:00	-	-	0.181	
	12:00	-	-	0.116	
	15:00	-	-	0.130	
	16:00	0.192	0.170	0.075	
8月10日 天気:晴	9:00	0.163	0.203	0.080	
	10:00	-	-	0.165	
	11:00	-	-	0.172	
8月17日 天気:晴	9:00	0.134	0.141	0.084	
	10:00	0.145	0.185	0.077	
	11:00	-	-	0.118	
8月24日 天気:晴	9:00	-	-	0.106	
	10:00	0.142	0.141	0.082	
	11:00	0.167	0.162	0.086	
9月2日 天気:晴	9:00	0.167	0.165	0.079	
	10:00	0.146	0.192	-	C地点梱包作業無し
	11:00	-	-	-	
12:00	0.178	0.184	-		
16:30	0.175	0.142	-	最終シート張り	

回答(2-2)と回答(2-4)で、「環境の変化で数値が変わることもあります。」としている根拠は何か？
また、「問題ない」とする根拠は？

Q02 令和元年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の件

(1) 「測定データが添付されていないのはいかなる理由か。測定データは添付されていることは当然である。に対する回答は下記の通りであるが、組合ホームページに「令和元年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」として掲出されているが測定データが付属していないのでどうしたのかな？と感じる。個別に閲覧されるのであるからデータは当然付属されるべきであると思われる。

<p>3 令和元年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の件 (1) 測定データが添付されていないのはいかなる理由か。測定データは添付されていることは当然である。 (2) 13ページ (3)空間線量の測定位置図で、指定廃棄物保管場所が表記されていないのはいかなる理由か。</p>	<p>3 (1)事前配布資料の報告事項1「操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の6～14ページに一年間の測定データを記載していますので、こちらを参照して下さい。 (2)特段深い理由はありません。今後は加えて表記します。</p>
--	---

Q03-報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についての件

(1) 「13ページの「表-8」排ガス中の重金属測定(調査測定)」において、表の中に(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)という記載があるが、JIS K-0083:2017ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガ、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを測定対象としているのみで、カルシウム、銅、亜鉛は測定対象としていないため、準用はありえない。正しい表記に修正されたい。」に対する回答は「排ガス中の金属分析方法「JIS K 0083」を用いて測定をしていることから、準用と表記をしていましたが、今後は「カルシウム、銅、亜鉛はJIS K 0083を利用し測定」と修正します。」であった。

測定対象ではないという指摘があるものに対して「利用し測定」は矛盾している。確認をし、正しい表記に修正されたい。(組合の仕様書に「カルシウム、銅、亜鉛はJIS K-0083を利用し測定」と記載されているから正しいという論理は止めていただきたい。無から有は生まれない。令和2年度第2回の資料も当然含まれる)

<p>4 報告事項-1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についての件 (1) 13ページの「表-8」排ガス中の重金属測定(調査測定)」において、表の中に(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)という記載があるが、JIS K-0083:2017ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガ、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを測定対象としているのみで、カルシウム、銅、亜鉛は測定対象としていないため、準用はありえない。正しい表記に修正されたい。</p>	<p>4 (1) 排ガス中の金属分析方法「JIS K 0083」を用いて測定をしていることから、準用という表記をしていましたが、今後は「カルシウム、銅、亜鉛はJIS K 0083を利用し測定」と修正します。</p>
--	---

Q04-水銀の測定の件

(1) 「水銀の定量下限は、「水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会 排出ガス中の水銀測定について～水銀測定の留意事項とよくあるご質問～日本環境測定分析協会」(https://www.env.go.jp/air/suigin/new_paper2.pdf)に、ガス状水銀の定量下限の目安は0.11マイクログラム、粒子状水銀の定量下限の目安は0.0011マイクログラムと記載されている。

しかし、表-2) ①排出ガス測定に記載の定量下限値は0.24マイクログラムで、目安を大きく超えている。昨年度のガス状水銀の定量下限は5マイクログラムで、問題外と思われる数値である。いかがなものか？」に対して回答では「測定事業者との契約では5μg/Nm3となっている・・・」という組合の仕様書を元にしてる。また測定業者に1/10の5マイクログラムでも確認を取っているから問題ないとしているが、それでいいのでしょうか？

【問12】

検出下限及び定量下限の目安を教えてください。

下表のとおり、「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次答申)」の別紙「排ガス中の水銀測定方法」の参考3. 精度評価において記載されている検出下限及び定量下限を参考としてください。

表 ガス状水銀及び粒子状水銀の検出下限及び定量下限 (単位: $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)

	ガス状水銀	粒子状水銀
検出下限	0.03	0.0003
定量下限	0.11	0.0011

*「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次答申)」の別紙「排ガス中の水銀測定方法」の参考3. 精度評価から抜粋。

28

<p>5 水銀の測定の件</p> <p>(1)水銀の定量下限は、「水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会 排出ガス中の水銀測定について～水銀測定の留意事項とよくあるご質問～日本環境測定分析協会」に、ガス状水銀の定量下限の目安は0.11 マイクログラム、粒子状水銀の定量下限の目安は0.0011 マイクログラムと記載されている。</p> <p>しかし、表-2)①排出ガス測定に記載の定量下限値は0.24 マイクログラムで、目安を大きく超えている。</p> <p>昨年度のガス状水銀の定量下限は5マイクログラムで、問題外と思われる数値である。いかがなものか。</p>	<p>5</p> <p>(1)測定事業者との契約では、水銀の定量下限は5 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$となっており、より精度の高い数値(低い値)であれば良いとしています。昨年度の測定事業者は、定量下限が0.24 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$であれば計量証明書として発行できるということで報告を受けています。</p> <p>ご質問の説明会資料では「検出下限及び定量下限の目安」の質問に対し、回答では「参考としてください」と記載されており、条件などにより違いがあるものと考えています。</p> <p>定量下限には規定として定めは無いことから、排出基準値(50 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)に対して1/10の定量下限の設定は、一般的に用いられているものと測定事業者にも確認しています。</p>
--	--

(2) 排出ガス中の水銀測定法(環境省告示第94号(平成28年9月26日)(<http://www.env.go.jp/air/suigin/kokuji.pdf>))の第6 検出下限及び定量下限には「1 分析装置の検出下限及び定量下限」と「2 測定方法の検出下限及び定量下限」があり、測定的前提となる検出下限及び定量下限が規定されている。報告された結果はこれを満たした状態で測定されたものであることを当然確認しているのか。」に対する回答は「条件を満たしての提出になると考えている。(7/6実施していることを確認)」であった。

確認内容を示していただきたい。

<p>(2)排出ガス中の水銀測定法(環境省告示第94号(平成28年9月26日))の第6 検出下限及び定量下限には「1 分析装置の検出下限及び定量下限」と「2 測定方法の検出下限及び定量下限」があり、測定的前提となる検出下限及び定量下限が規定されている。報告された結果はこれを満たした状態で測定されたものであることを当然確認しているのか。</p>	<p>(2)計量証明書として提出を受けた測定記録を確認しています。</p> <p>分析装置や測定方法の検出下限及び定量下限については、排ガス中の水銀測定法として規定され、契約でも定めていますので、条件を満たしての提出になると考えています。(7/6実施していることを確認)</p>
--	---

Q05-組合ホームページの環境委員会の資料の掲出

組合ホームページに「2020/7/28 環境委員会だよりを更新しました」と掲出された。

令和2年度第1回委員会の「操業状況」、「環境測定結果」、「その他の資料」が掲出された。

ファイルの情報は以下の通りであった。

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2. 6. 27-操業状況 : (ファイル名称)02-kan-sougyo-1-. pdf : 作成日 2020/07/27 10:40:29 更新日 2020/07/27 10:40:29

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2. 6. 27-環境測定結果 : (ファイル名称)02-kan-sokutei-1-. pdf : 作成日 2020/07/27 10:38:49 更新日 2020/07/27 10:38:49

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2. 6. 27-その他の資料 : (ファイル名称)02-kan-siryu-1-. pdf : 作

成日 2020/07/27 10:36:27 更新日 2020/07/28 10:57:16

後日、再度令和2年度第1回委員会の「操業状況」、「環境測定結果」、「その他の資料」を閲覧した際にファイルの情報を確認した。

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2. 6. 27-操業状況：(ファイル名称)02-kan-sougyo-1-.pdf：作成日 2020/07/27 10:40:29 更新日 2020/07/27 10:40:29

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2. 6. 27-環境測定結果：(ファイル名称)02-kan-sokutei-1-.pdf：作成日 2020/08/05 15:27:13 更新日 2020/08/05 15:27:13

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2. 6. 27-その他の資料：(ファイル名称)02-kan-siryu-1-.pdf：作成日 2020/07/27 10:36:27 更新日 2020/07/28 10:57:16

「環境測定結果」のファイルが差替えられていた。
特に断り書きはなく、差控えはいかなる理由か？

Q06-組合ホームページの印西クリーンセンターにおける放射線量・放射エネルギーの測定結果の件

「(3)測定器の校正はどのように行っているのか。校正の間隔は通常1年ごとであるが、正しいか。」への回答は「校正作業を依頼する」であったが、費用、所要日数、進捗状況は？

(3)測定器の校正はどのように行っているのか。校正の間隔は通常1年ごとであるが、正しいか。	(3)環境放射線モニタは、製造メーカー直轄の(株)堀場テクノサービスに年1回の校正作業を依頼しています。令和2年6月24日に校正頻度の是非を同社に問い合わせしたところ、年1回の校正作業で十分精度は守られるという回答でした。
---	---

Q07-資料4 次期中間処理施設整備事業の進捗状況の件

「28 ページに3月 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画一部変更策定業務が完了、同基本計画第1回変更を策定する。と記載されているが、正式に決定した計画を組合ホームページに掲出しないことはいかなる理由か。」に対する回答は、「印西市の確認が終了次第掲出予定」とのことだが、いまだに掲出されていない理由は？。

10. 資料4 次期中間処理施設整備事業の進捗状況の件 28ページに、3月 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画一部変更策定業務が完了、同基本計画第1回変更を策定する。と記載されているが、正式に決定した計画を組合ホームページに掲出しないことはいかなる理由か。	10. 地域振興策基本計画一部変更策定業務については、業務委託契約により実施しており、業務を完了しております。 同業務による計画変更策定の過程においては、令和2年3月にパブリックコメントを実施し、ご意見の提出はございませんでしたのでパブリックコメントに付した同計画変更の内容の変更はございませんが、印西市との確認を要する箇所があり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため調整できずにおりましたが、確認が終了しだい、組合ホームページに掲載する予定です。 現在、組合ホームページにパブリックコメントの手続きによる同計画変更(案)を掲載しております。組合ホームページに掲載されるまではご不便をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。
---	---

Q08-次期中間処理施設整備事業の進捗状況

各項目で落札年月日、落札金額、落札業者、履行期限等示されたい。

Q09-印西クリーンセンター環境委員会細則に則った環境委員会の運営と「組合ホームページの「令和2年度第1回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について」

- (1) 令和2年度第2回環境委員会の開催に関して、組合事務局の不十分な確認や理解に基づく判断ではなく、正しい理解に基づく印西クリーンセンター環境委員会細則に則った環境委員会の運営を要望する。
- (2) 「組合ホームページの「令和2年度第1回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について」のリンク先が2ページあり、2ページ目は令和元年度第4回環境委員会の中止であるのはいかなるものか。

回答は文書で

Q10-環境測定結果の水銀(Hg)

(1) 定量下限値が令和2年第2回環境委員会資料では 0.5 マイクログラム/Nm³ で、令和2年第1回環境委員会資料では 0.24 マイクログラム/Nm³ で、異なる理由は？(備考【測定方法】の表記が異なることが理由ではないことは明白) 令和2年度第2回環境委員会資料の環境測定結果では

区分	単位	規制値	協定値	定量下限値	測定値(O ₂ 12%換算値)						備考 【測定方法】	
					1号炉 R2.7.21	2号炉 R2.9.19	3号炉 R2.5.1	1号炉	2号炉	3号炉		
ばいじん	g/Nm ³	0.08	0.03	0.001		ND	ND				JIS Z-8808	
硫黄酸化物(SO _x)	ppm	1900	50	1		ND	ND				JIS K-0103	
窒素酸化物(NO _x)	ppm	250	120	10		39	39				JIS K-0104	
塩化水素(HCl)	ppm	430	80	10		24	21				JIS K-0107	
水銀(Hg)	ガス状	μg/Nm ³	50	—	0.5		ND	ND				環境省告示第94号 ガス状+粒子状
	粒子状						ND	ND				
	合計						ND	ND				

※ NDは定量下限値未満を示しています。

令和2年度第1回環境委員会資料の環境測定結果では

区分	単位	規制値	協定値	定量下限値	測定値(O ₂ 12%換算値)						備考 【測定方法】	
					1号炉 R1.6.7	2号炉 R1.7.16	3号炉 R1.8.29	1号炉 R2.1.16	2号炉 R1.12.6	3号炉 R2.2.7		
ばいじん	g/Nm ³	0.08	0.03	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	JIS Z-8808	
硫黄酸化物(SO _x)	ppm	1900	50	1	10	4.3	4.9	1.3	1.5	1.2	JIS K-0103	
窒素酸化物(NO _x)	ppm	250	120	10	38	33	26	67	51	66	JIS K-0104	
塩化水素(HCl)	ppm	430	80	10	31	28	20	14	13	11	JIS K-0107	
水銀(Hg)	ガス状	μg/Nm ³	50	—	0.24	0.36	0.85	1.2	0.26	1.5	0.33	JIS K-0222
	粒子状					ND	ND	ND	ND	ND	ND	JIS Z-8808 準拠(試料採取方法)
	合計					0.36	0.85	1.2	0.26	1.5	0.33	ガス状+粒子状

※ NDは定量下限値未満を示しています。

令和元年度第1回環境委員会資料の環境測定結果では

区分	単位	規制値	協定値	定量下限値	測定値(O ₂ 12%換算値)						備考 【測定方法】	
					1号炉 H30.6.21	2号炉 H30.7.12	3号炉 H30.7.25	1号炉 H31.2.28	2号炉 H31.1.25	3号炉 H31.1.30		
ばいじん	g/Nm ³	0.08	0.03	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	JIS Z-8808	
硫黄酸化物(SO _x)	ppm	1900	50	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	JIS K-0103	
窒素酸化物(NO _x)	ppm	250	120	10	36	39	37	38	37	37	JIS K-0104	
塩化水素(HCl)	ppm	430	80	10	20	25	24	23	28	24	JIS K-0107	
水銀(Hg)	ガス状	μg/Nm ³	50	—	5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	JIS K-0222
	粒子状					ND	ND	ND	ND	ND	ND	JIS Z-8808 準拠
	合計					ND	ND	ND	ND	ND	ND	ガス状+粒子状

※ NDは定量下限値未満を示しています。

(2) (1)の理由が測定業者が変わったからということであれば、到底納得できない。

仕様書の定量下限値は「水銀の定量下限は、「水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会 排出ガス中の水銀測定について～水銀測定の留意事項とよくあるご質問～-日本環境測定分析協会」(https://www.env.go.jp/air/suigin/new_paper2.pdf)に、「ガス状水銀の定量下限の目安は 0.11 マイクログラム、粒子状水銀の定量下限の目安は 0.0011 マイクログラム」とするべきである。

回答は文書で

Q11-組合ホームページと印環第 619 号の表記に関して

組合ホームページの「令和2年度第2回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について」とその中身である「02.9-osirase-.pdf」を示す。印環第 619 号では、中止という字句は一切見られない。その違いはなぜなのか？

印西地区環境整備事業組合

※ 次期中間処理施設整備事業について
(最終更新:令和2年3月19日)

※ 放射能対策等について
(最終更新:令和2年8月28日)

「新型コロナウイルス感染症対策」に係る施設利用等のお知らせ
(7/16現在)

new

令和2年度第2回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について

new

手数料・施設利用料等の改定のお知らせ

2020/8/14 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録について掲載しました

new

2020/7/28 環境委員会だよりを更新しました

new

2020/7/20 制限付き一般競争入札の実施公告について(印西温水センター定期修繕業務)

new

2020/6/1 令和元年度下期(3月31日現在)の財政状況を掲載しました

2020/4/1 令和2年度公共工事発注予定(当初)

2020/4/1 令和2年度基所の受付について

2020/3/27 組合広報No.37掲載しました

2020/3/27 議会だよりを更新しました

2020/3/5 統一的な基準による財務書類の公表

2020/3/5 放射線対策に要した費用の賠償について

2020/2/17 「印西霊園合葬墓整備基本計画(案)」に対する意見公募の結果について

2020/2/14 令和2年度予算の概要について



組合広報だより

粗大ごみリサイクル事業へのご協力について

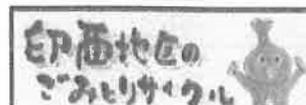
粗大ごみ再生品の申込みについて

置やすなごみから燃発・火災が発生しています

ごみの出し方について(Q&A)



3R推進イメージキャラクター
ミクル



令和2年9月5日(土)に開催を予定しておりました、令和2年度第2回印西クリーンセンター環境委員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とさせていただきます。

印環第619号
令和2年 8月20日

印西クリーンセンター環境委員会
委員各位

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正 直



令和2年度第2回印西クリーンセンター環境委員会について (依頼)

日頃より当クリーンセンターの運営につきましては、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年9月5日(土)に予定しておりました第2回印西クリーンセンター環境委員会につきましては、本来ならば会議を開催し操業状況等を直接報告させていただくことを念頭に、他の会議室での開催や人数を減らしての開催等を検討してまいりましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況から、今回の環境委員会の開催について委員の皆様へ照会させていただいた結果(1. 今回に限り書面開催とする16名、2. 通常どおり開催する:1名、3. その他:0名、令和2年8月19日時点の回答数。)を踏まえ自治会側委員代表と協議し、今回の環境委員会については書面による開催としますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、別添のとおり資料を配布させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、ご質問等がございましたら、8月31日(月)までに任意様式にて事務局までご提出をお願いいたします。

(連絡先)

〒270-1352 印西市大塚一丁目1番地1
印西地区環境整備事業組合
「印西クリーンセンター環境委員会事務局」
TEL: 0476-46-2732
FAX: 0476-47-1765
E-mail: gyomu@inkan-jk.or.jp

Q12-印西地区環境整備事業組合が制定する「令和2年度印西地区ごみ処理実施計画」は2020年06月23日に最終版が作成された。

印西地区衛生組合が制定する「令和2年度印西地区衛生組合 一般廃棄物処理計画書」(令和2年4月20日完成)の「5. し尿・浄化槽汚泥の適正な処理のための方策に関する事項」の「(3) 汚泥等処分先」で、「し渣」、処分先及び所在地として「印西地区環境整備事業組合 千葉県印西市大塚一丁目1番地1」、計画面積として「9.5㎡」、処分方法として「焼却」が記載されている。(下図参照)

しかし、印西地区環境整備事業組合の令和2年度印西地区ごみ処理実施計画には記載されていないのは、いかなる理由か？

印西クリーンセンターの処理量と比べれば量が少ないから記載しないということは許されない。(「印西地区環境整備事業組合ごみ処理施設設置管理条例」の「第3条 印西クリーンセンターの業務は、組合を組織する市町から発生した一般廃棄物の中間処理とする。」と明記されており、し渣(し尿処理残渣)はこれに含まれないと解される。)

(3) 汚泥等処分先

	処分先及び所在地	計画面積	処分方法
し渣	印西地区環境整備事業組合	9.5㎡	焼却
	千葉県印西市大塚一丁目1番地1		
汚泥	株式会社 エコ計画	650㎡	資源化
	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山262番地		
	株式会社 エコ計画	130㎡	
	埼玉県比企郡嵐山町花見台12番地		
沈砂汚泥	新和企業 有限会社	14.0㎡	埋立処分
	茨城県北茨城市磯原町木皿824番地		

(4) 令和2年度 構成市町収集運搬許可件数

関係市町名	許可件数	
印西市	4	うち1は浄化槽汚泥のみ
栄町	3	うち1は浄化槽汚泥のみ
合計	7	

6. 処理施設(衛生センター)の整備に関する事項

(1) 令和2年度衛生センター稼働計画

施設の名称	印西地区衛生組合衛生センター		
所在地	千葉県印旛郡栄町須賀1997番地27		
処理方式	高負荷脱窒素処理方式(限外ろ過膜)+高度処理		
処理能力	32kL/日(し尿:2kL/日・浄化槽汚泥:30kL/日)		
年間処理計画面積	9,537kL		
年間残渣計画面積	し渣:9.5㎡	汚泥:780㎡	沈砂汚泥:14.0㎡
残渣の処分方法	し渣:焼却処分	汚泥:資源化	沈砂汚泥:埋立処分

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和2年度第2回環境委員会）

質問事項	回答
<p>1 環境省の指定廃棄物の件</p> <p>令和2年度第1回環境委員会の「その他の資料」にあるように、下記の回答があった。</p> <p>回答(2-1)</p> <p>【指定廃棄物(ばいじん)を入れたフレコンバッグで、ドラム缶をフレコンバッグへ梱包する作業の前(当初)からドラム缶の上に置かれていたものになります。この資料は、ドラム缶を梱包する作業として、ドラム缶の保管状況を表記したものに なりますので、ドラム缶の上のフレコンバッグについては記載してありません。D①以外のドラム缶4本の上には、フレコンバッグ1袋(計61袋)が置かれています。】</p> <p>回答(2-2)</p> <p>【環境の変化により数値が変わることもあります。なお、測定方法はガイドラインを参考に実施しています。】</p> <p>回答(2-4)</p> <p>【環境の変化により数値が変わることもありますので、問題ないと考えられています。】</p> <p>(1)回答(2-1)に関する図(組合ホームページ→トップページ→2019/9/17 指定廃棄物容器(ドラム缶)の梱包について)作業中の空間放射線量測定結果(*補足追加)参照)で、「指定廃棄物の保管状況」は「梱包作業時の保管状況」に、「凡例・・・」は「※フレコンはパレット上の4本のドラムの上」に保管」と記載していただきたい。</p> <p>(2)回答(2-2)と回答(2-4)で、「環境の変化で数値が変わることもあります。」としている根拠は何か?また、「問題ない」とする根拠は?</p>	<p>1</p> <p>(1)記載内容について考えました結果、</p> <p>1つ目、「指定廃棄物の保管状況」を「梱包作業時の保管状況」と変更し記載については、現状のまま変更無しとさせていただきます。その理由として、ドラム缶を梱包する際に、空間放射線量の変化を確認するための測定結果と測定場所を示しておりますが、「梱包作業時の保管状況」ではございませんので、ドラム缶(指定廃棄物)を保管している位置としてご覧ください。</p> <p>2つ目、「※フレコンは全てパレットの上に保管」を「※フレコンはパレット上の4本のドラム缶の上に保管」と変更し記載については、こちらも現状のまま変更無しとさせていただきます。ただし、ご意見のとおり情報が不足していたこともありまして、追加補足として、凡例に「※D①以外のドラム缶4本の上」にフレコンバッグ1袋を保管」と加えてさせていただきます。</p> <p>(2)指定廃棄物以外にも、空気中にある放射性物質も測定値としてあらわれますので、空間放射線量は変化するものと考えています。また測定結果では、毎時0.23マイクロシーベルト(除染を実施する基準)以下の値になりますので、問題なしとしています。(環境省 HP「放射線による健康影響等に関する統一した基礎資料」参照)</p>

<p>2 令和元年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の件</p> <p>前回の質問【(1)測定データが添付されていないのはいかなる理由か。測定データは添付されていることは当然である。】に対する回答は、【(1)事前配布資料の報告事項-1「操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の6～14ページに一年間の測定データを記載していますので、こちらを参照してください。】であるが、組合ホームページに「令和元年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」として掲出されている測定データが付属していないのでどうしたのかな?と感じる。個別に閲覧されるのであるからデータは当然付属されるべきであると思われる。</p>	<p>2</p> <p>今後は測定データを添付させていただきます。</p>
<p>3 報告事項-1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についての件</p> <p>前回の質問【(1)13ページの「表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)」において、表の中に(カルシウム、銅、亜鉛については JIS K-0083 を準用した)という記載があるが、JIS K-0083:2017 ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ヒ素及びセレンを測定対象としているのみで、カルシウム、銅、亜鉛は測定対象としていないため、準用はありえない。正しい表記に修正されたい。】に対する回答は、【(1)排ガス中の金属分析方法「JIS K 0083」を用いて測定をしていることから、準用と表記をしていましたが、今後は「カルシウム、銅、亜鉛はJIS K 0083 を利用し測定」と修正します。】であった。</p> <p>測定対象ではないという指摘があるものに対して「利用し測定」は矛盾している。確認をし、正しい表記に修正されたい。(組合の仕様書に「カルシウム、銅、亜鉛はJIS K 0083 を利用し測定」と記載され</p>	<p>3</p> <p>この件については、長い間お話しさせていただいておりましたが、ご納得できる表記方法がわかりません。どのように修正したほうが良いのかご意見をお聞かせください。</p>

ているから正しいという論理は止めていただきたい。無から有は生まれない。令和2年度第2回の資料も当然含まれる。)

4 水銀の測定の件

(1)前回の質問【(1)「水銀の定量下限は、「水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会 排出ガス中の水銀測定について～水銀測定の留意事項とよくあるご質問～日本環境測定分析協会」に、ガス状水銀の定量下限の目安は0.11マイクログラム、粒子状水銀の定量下限の目安は0.0011マイクログラムと記載されている。しかし、表-2)①排出ガス測定に記載の定量下限値は0.24マイクログラムで、目安を大きく超えている。昨年度のガス状水銀の定量下限は5マイクログラムで、問題外と思われる数値である。いかがなものか?】に対して回答では、【測定事業者との契約では、水銀の定量下限は5 $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ となり、より精度の高い数値(低い値)であれば良いとされています。昨年度の測定事業者は、定量下限が0.24 $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ であれば計量証明書として発行できるということで報告を受けています。ご質問の説明会資料では「検出下限及び定量下限の目安」の質問に対し、回答では「参考としてください」と記載されており、条件などにより違いがあるものと考えています。定量下限には規定として定めは無いことから、排出基準値(50 $\mu\text{g}/\text{N m}^3$)に対して1/10の定量下限の設定は、一般的に用いられているものと測定事業者にも確認をしています。】という組合の仕様書を元にして、また、測定業者に1/10の5マイクログラムでも確認を取っているから問題ない、としているが、それでいいのでしょうか？

(2)前回の質問【(2)排出ガス中の水銀測定法(環境省告示第94号(平成28年9月26日)の第6 検出下限及び定量下限には「1 分析装置の検出下限及び定量下限」と「2 測定方法の検出下限及び定量下限」があり、測定の前提となる検出下限及び定量下限が規定されている。報告された結果はこれを満たした状態で測定されたもの

4

(1)この件については、意見の相違もありますので、現在協議している水銀の協定値と合わせて定量下限値についても、代表者の中でお話ししたいと考えています。

(2)

第6 1 分析装置の検出下限及び定量下限は下記のとおりです。

・検出下限=0.008ng 定量下限=0.026ng

第6 2 測定方法の検出下限及び定量下限は下記のとおりです。

・ガス状水銀:検出下限=0.012ng 定量下限=0.039ng

・粒子状水銀:検出下限=0.012ng 定量下限=0.040ng(還元気化法)

※ 確認資料については別紙のとおりです。

排ガス中の水銀測定【検出下限・定量下限の算出】 2019年3月26日

であることを当然確認しているのか?】に対する回答は、【条件を満たしたての提出になると考えている。(7/6 実施していることを確認)】であった。
 確認内容を示していただきたい。

5 組合ホームページの環境委員会の資料の掲出

組合ホームページに「2020/7/28 環境委員会だよりを更新しました」と掲出された。令和2年度第1回委員会の「操業状況」、「環境測定結果」、「その他の資料」が掲出された。ファイルの情報は以下の通りであった。

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2.6.27-操業状況:(ファイル名称)02-kan-sougyo-1-.pdf:作成日 2020/07/27 10:40:29
 更新日 2020/07/27 10:40:29

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2.6.27-環境測定結果:(ファイル名称)02-kan-sokutei-1-.pdf:作成日 2020/07/27 10:38:49
 更新日 2020/07/27 10:38:49

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2.6.27-その他の資料:(ファイル名称)02-kan-siryō-1-.pdf:作成日 2020/07/27 10:36:27
 更新日 2020/07/28 10:57:16

後日、再度令和2年度第1回委員会の「操業状況」、「環境測定結果」、「その他の資料」を閲覧した際にファイルの情報を確認した。

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2.6.27-操業状況:(ファイル名称)02-kan-sougyo-1-.pdf:作成日 2020/07/27 10:40:29
 更新日 2020/07/27 10:40:29

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2.6.27-環境測定結果:(ファイル名称)02-kan-sokutei-1-.pdf:作成日 2020/08/05 15:27:13
 更新日 2020/08/05 15:27:13

環境委員会報告-令和2年度-第1回 R2.6.27-その他の資料:(ファイル名称)02-kan-siryō-1-.pdf:作成日 2020/07/27 10:36:27
 更新日 2020/07/28 10:57:16

5

「環境測定結果」の差替えの件ですが、前回配布資料15ページ●ごみ質分析グラフの、「平成30年度ごみ質分析(平均データ結果)」のプラスチック類の割合%が隠れてしまっていることに気づき、グラフ中のプラスチック類の項目の枠を広げました。見やすいようにと思っ直しましたが、誠に申し訳ございませんでした。

<p>「環境測定結果」のファイルが差替えられていた。特に断り書きはなく、差替えはいかなる理由か？</p>	
<p>6 組合ホームページの印西クリーンセンターにおける放射線量・放射線量の測定結果の件</p> <p>前回の質問【(3)測定器の較正はどのように行っているのか。較正の間隔は通常1年ごとであるが、正しいか。】への回答は「較正作業を依頼する」であったが、費用、所要日数、進捗状況は？</p>	<p>6</p> <p>費用は22,000円(消費税含む)。 所要日数は、発送してから戻ってくるまで10日間。 校正の頻度は年一回行い、今年度は令和3年2月頃に専門業者へ依頼する予定です。</p>
<p>7 (前回配布の)資料4 次期中間処理施設整備事業の進捗状況の件</p> <p>前回の質問【28ページに、3月 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画一部変更策定業務が完了、同基本計画第1回変更を策定する。と記載されているが、正式に決定した計画を組合ホームページに掲載しないことはいかなる理由か。】に対する回答は、【印西市の確認が終了次第提出予定】とのことだが、いまだに提出されていない理由は？</p>	<p>7</p> <p>地域振興策基本計画第1回変更については、さきの質問に対する回答のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、印西市との確認作業が終了しておりません。 現在、組合ホームページにパブリックコメントの手続きによる同計画変更(案)を掲載しております。令和2年3月に実施したパブリックコメントのご意見がなかったことによりパブリックコメントに付した同計画内容の変更はございませんので、組合ホームページに掲載されるまでにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
<p>8 次期中間処理施設整備事業の進捗状況</p> <p>各項目で落札年月日、落札金額、落札業者、履行期限等示されたい。</p>	<p>8</p> <p>1. (1)埋蔵文化財調査 契約日：平成30年11月22日／契約金額：金56,154,600円／契約相手方：公益財団法人印旛郡市文化財センター／履行期限：平成30年11月23日～平成33(令和3)年3月31日 (2)施設整備事業基本設計、建設工事発注支援、環境影響評価業務 契約日：令和元年7月9日／契約金額：金288,200,000円／契約相手方：株式会社エックス都市研究所／履行期限：令和元年7月10日～令和6年3月29日</p>

	<p>2. アクセス道路 測量・設計業務委託発注に向けて調整中</p> <p>3. 水道事業 【整備基本協定】 協定日:令和2年4月1日/協定相手方:印西市/協定内容:次期中間処理施設整備事業に係る水道施設の施工及び費用負担についての役割を明確にすることを目的とする。 【整備負担契約】 契約日:令和2年6月11日/契約金額:10,120,000円/契約相手方:印西市/履行期限:令和2年6月12日~令和3年3月31日/契約内容:次期中間処理施設整備事業に係る水道整備実施設計費の負担契約</p> <p>4. 施設用地管理業務 契約日:令和2年5月18日/契約金額:3,762,000円/契約相手方:株式会社よしだ/履行期限:令和2年5月19日~令和2年7月31日</p>
<p>9 印西クリーンセンター環境委員会細則に則った環境委員会の運営と、組合ホームページの「令和2年度第1回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について」</p> <p>(1)令和2年度第2回環境委員会の開催に関して、組合事務局の不十分な確認や理解に基づき判断ではなく、正しい理解に基づく印西クリーンセンター環境委員会細則に則った環境委員会の運営を要望する。</p> <p>(2)組合ホームページの「令和2年度第1回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について」のリンク先が2ページあり、2ページ目は「令和元年度第4回環境委員会の中止」であるのはいかがなものか。</p>	<p>9</p> <p>(1)令和2年7月2日にコロナ禍における委員会開催の方法に関して、打ち合わせを行い、開催する方向で場所や参加人数を協議してきましたが、その後感染者数が増加していることから、最終的には委員各位にアンケート調査を実施し、その結果を受け書面開催として、「印西クリーンセンター環境委員会細則」第3条第5項の規定により、代表者と協議を整えたところであります。なお12月予定の第3回の開催方法についても、代表者会議で協議させていただく予定です。</p> <p>(2)紛らわしくて申し訳ございませんでした。</p>

<p>10 環境測定結果の水銀(Hg)</p> <p>(1) 定量下限値が令和2年2回環境委員会資料では0.5マイクログラム/Nm³で、令和2年度第1回環境委員会資料では0.24マイクログラム/Nm³で、異なる理由は？(備考【測定方法】の表記が異なることが理由ではないことは明白)</p> <p>(2) (1)の理由が測定業者が変わったからというのであれば、到底納得できない。 仕様書の定量下限値は「水銀の定量下限は、「水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会 排出ガス中の水銀測定について～水銀測定の留意事項とよくあるご質問～」日本環境測定分析協会」に、ガス状水銀の定量下限値の目安は0.11マイクログラム、粒子状水銀の定量下限の目安は0.0011マイクログラム」とするべきである。</p>	<p>10</p> <p>(1) 令和2年度は測定業者が替わり、第2回環境委員会資料から水銀の定量下限値は「0.5 μg/Nm³」に変更しています。令和2年度第1回環境委員会資料では、令和元年度の測定事業者による測定結果になりますので、定量下限値は「0.24 μg/Nm³」で記載しています。</p> <p>(2) 水銀の定量下限値については、測定事業者が計量証明書として提出できる値になっていますのでご理解ください。</p>
<p>11 組合ホームページと印環第619号の表記に関して</p> <p>組合ホームページの「令和2年度第2回印西グリーンセンター環境委員会の開催中止について」とその中身である「02.9-sirase-.pdf」を示す。印環第619号では、中止という字句は一切見られない。その違いはなぜなのか？</p>	<p>11</p> <p>誤解を招く掲載で申し訳ございませんでした。ホームページを修正し、書面による開催に改めさせていただきます。</p>
<p>12 印西地区環境整備事業組合が制定する「令和2年度印西地区ごみ処理実施計画」は2020年6月23日に最終版が作成された。印西地区衛生組合が制定する「令和2年印西地区衛生組合一般廃棄物処理計画」(令和2年4月20日完成)の「5.し尿・浄化槽汚泥の適正な処理のための方策に関する事項」の「(3)汚泥等処分先」で、「し渣」、処分先及び所在地として「印西地区環境整備事業組合</p>	<p>12</p> <p>平成30年度第2回(平成30年9月1日開催)の委員会内でも同様な質問がありました。が、当時と回答は同様であります。 し渣の搬入は印西地区衛生組合が委託した栄町の収集業者が請け負っており、計画量9.5tは当組合での事業系の燃やせるごみ12,197tの一部になります。 令和2年度印西地区ごみ処理実施計画上では、事業系一般廃棄物可燃ごみ12,197t</p>

千葉県印西市大塚一丁目1番地1」、計画量として「9.5トン」、処分方法として「焼却」が記載されている。

しかし、印西地区環境整備事業組合の令和2年度印西地区区ごみ処理実施計画には記載されていないのは、いかなる理由か？
印西クリーンセンターの処理量と比べれば量が少ないから記載しないということは許されない。（「印西地区環境整備事業組合ごみ処理施設設置管理条例」の「第3条 印西クリーンセンターの業務は、組合を組織する市町から発生した一般廃棄物の中間処理とする。」と明記されており、し渣（し尿処理残渣）はこれに含まれないと解される。）

の処理を予定しているだけであり、事業所単位ごとの搬入量は記載しておりません。よって印西地区衛生組合の一般廃棄物処理計画に記載があるからといって、特出ししての搬入量は記載しておりません。

また、印西地区衛生組合は栄町内に事業所を有し、その受入自治体は印西市と栄町なので、組合を組織する市町に該当し、そこから発生した一般廃棄物は印西クリーンセンターで処理可能であります。

排ガス中の水銀測定【検出下限・定量下限の算出】
 ※平成28年環境省告示第94号による

2019年3月26日

還元気化法

1. 分析装置の検出下限及び定量下限

検量線最低濃度 (0.1ng) の標準液を5回繰り返し測定し、標準偏差を求める。
 標準偏差の3倍を装置の検出下限、10倍を定量下限とする。

単位:ng

①	②	③	④	⑤	平均	標準偏差	3σ	10σ
0.088	0.084	0.089	0.087	0.083	0.0862	0.00259	0.0078	0.0259
分析装置の							検出下限	定量下限
							0.008ng	0.026ng

2. 測定方法の検出下限及び定量下限

2-1. ガス状水銀

試料ガスを通じず、前処理操作を行なった吸収液に下式によって算出した量(1ng)の水銀溶液を添加した試料を5回繰り返し測定し、標準偏差を求める。
 標準偏差の3倍を装置の検出下限、10倍を定量下限とする。

$$Q = QL' \times V / Vi$$

$$= 0.026 \times 300 / 8$$

$$= 0.975ng \approx 1ng$$

Q:水銀添加量 (ng)
 QL':分析装置の定量下限 (0.026ng)
 V:測定用試料の液量(300mL)
 Vi:分析装置への注入量(8mL)

単位:ng

①	②	③	④	⑤	平均	標準偏差	3σ	10σ
0.033	0.030	0.029	0.039	0.033	0.0328	0.00390	0.0117	0.0390
ガス状水銀 測定方法の							検出下限	定量下限
							0.012ng	0.039ng

2-2. 粒子状水銀【還元気化法】

試料ガスを通じず、前処理操作を行なったろ紙に下式によって算出した量(1ng)の水銀溶液を添加した試料を5回繰り返し測定し、標準偏差を求める。
 標準偏差の3倍を装置の検出下限、10倍を定量下限とする。

$$Q = QL' \times V / Vi$$

$$= 0.026 \times 200 / 5$$

$$= 1.04ng \approx 1ng$$

Q:水銀添加量 (ng)
 QL':分析装置の定量下限 (0.026ng)
 V:測定用試料の液量(200mL)
 Vi:分析装置への注入量(5mL)

単位:ng

①	②	③	④	⑤	平均	標準偏差	3σ	10σ
0.038	0.027	0.032	0.034	0.034	0.033	0.00400	0.0120	0.0400
粒子状水銀 測定方法の							検出下限	定量下限
							0.012ng	0.040ng

印 環 第 5 3 6 号

令和 2 年 7 月 1 5 日

印西クリーンセンター環境委員会
委員各位

印西地区環境整備事業組合管理者職務代理者
印西地区環境整備事業組合
副管理者 笠井 喜久雄



白煙防止装置の運用停止の継続について（依頼）

日頃より当クリーンセンターの運営に格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
先日お送りしました配布資料のうち、資料3「白煙防止装置の運用停止の継続について」に関しまして、印西クリーンセンターでは平成22年から白煙防止装置の運用を停止する試験等を行い、最終的には環境委員会のご承認をいただきまして、平成24年7月から装置の運用を停止しております。

本件につきましては、例年、6月の第1回環境委員会において1年間の運用停止を委員会にお諮りして、継続のご了承をいただいておりますが、今回、令和2年7月からの運用についてお諮りする場がなかったことから、大変恐縮ではございますが、内容をご検討いただきまして、別紙書面にご記入の上、令和2年7月30日（木）までに同封の返信用封筒にてお送りくださいますようお願い申し上げます。

※「白煙防止装置の運用停止の継続について」は、別添 資料3をご覧ください。

※本件につきましては委員会資料配布時に行うべきことでしたので、ご依頼が遅れましたことをお詫びいたします。

【印西クリーンセンター環境委員会事務局】

〒270-1352 印西市大塚1-1-1

担当：宮崎（印西クリーンセンター 業務班）

電話：0476-46-2732 FAX：0476-47-1765

メール：gyoumu@inkan-jk.or.jp

令和 年 月 日

印西地区環境整備事業組合 宛

自治会等名： _____

環境委員会委員氏名： _____

令和2年7月15日付け印環第536号で依頼のあった件について、下記のとおり回答します。

記

	賛成	反対
白煙防止装置の運用停止の継続について		

※「賛成」「反対」いずれかの欄に○印で記入してください。

白煙防止装置の運用停止の継続について

印西クリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する熱を、発電、温水センター、地域冷暖房に有効活用していますが、場内で利用している蒸気の中には、煙突から発生する白煙をできるだけ見えなくするために再度加熱する装置（白煙防止装置）にも利用していました。

煙突からの発生する白煙は、焼却炉内及び排ガス処理装置で利用する水分が水蒸気となり、煙突出口部分が冷やされる寒い冬に、白く見える現象ですが、煙のような見え方であるため、この発生を抑制するため「白煙防止装置」があります。

しかし、エネルギー有効利用の面から印西クリーンセンターでは、「白煙防止装置」で利用している蒸気を発電や地域冷暖房に利用することを目的として、「白煙防止装置」の運用を停止してまいりました。

「白煙防止装置」を停止した場合の蒸気の節約量は、毎年約 6,000 トンから 7,000 トンの蒸気を節約し、発電や地域冷暖房に有効活用しています。

これらのことから、令和2年7月から令和3年6月末までの1年間「白煙防止装置」の運用停止を了承して頂きたく環境委員会に諮ります。